

第五十五回国 参議院 通信委員会 會議録 第十一号

昭和四十二年六月二十二日(木曜日) 午前十一時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 森中 守義君

理事 植竹 春彦君

寺尾 豊君

西村 尚治君

森 勝治君

古池 信三君

郡 祐一君

新谷寅三郎君

鈴木 強君

永岡 光治君

光村 甚助君

横川 正市君

和泉 覚君

石本 茂君

鈴木 市藏君

小林 武治君

郵政大臣

郵政事務次官

田澤 吉郎君

竹下 一記君

郵政大臣官房長

稲増 久義君

郵政省貯金局長

武田 功君

郵政省簡易保険局長

倉沢 岩雄君

事務局側

常任委員会専門員

大蔵省主計局主計官

大蔵省理財局資

郵政省簡易保険 東城眞佐男君 局長

本日の會議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合せの決定について御報告いたします。

本日の委員会においては、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木市藏君 簡易保険の今度の一部改正案というのには、事態はきわめて明らか問題です。これ自身は、私たちとしても基本的には異論のない法案だといふふうに思いますが、この機会に、簡保なるものの全貌をやつぱり明らかにしておく必要があるかと考えますので、その立場からひとつ質問したいと思います。

きょうちよつと大臣が見えませんが、もし質問が大臣にわたるような場合でしたら、保留をさせていただきます。この全貌をつかむという観点から、本日は質問の関係もあつて、大蔵省の関係の方にも来ていただいているはずだと思ひます。資金課長が来ないといふあたりが悪いので、ちよつと待ってください。

○委員長(森中守義君) 速記をとめて。

○委員長(森中守義君) 速記を起して。

○鈴木市藏君 簡保の全貌を知るために、大蔵省関係に関する質問を二、三したいと思ひます。それを先にということでお待ちしていただければ、この簡保のついでですけれども、郵便年金などの目標額、あるいは契約者貸し付けの総額といつたような、こういう予定額の決定といふものは一体どこで最終的にきめるものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) お答えいたします。

ただいま御質問のございました点に關しましては、最終的には郵政省が決定をいたすわけであり

ます。

○鈴木市藏君 その決定に至る過程の中で大蔵省の査定といふものはどういふ位置づけを持つものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) これは大蔵省の内部におきましては、主計局が査定をいたすわけであり

ます。

○鈴木市藏君 これは大蔵省の主計局は、ちよつとことばは強いかもしれませんが、どういふ権限あるいは権能を持つて査定を行なうものでしょうか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいまの御質問の点に關しまして、ちよつと理財局の資金課長の立場をいたしましては、どういふ権限で主計局が行なうのか、私存じません。

○委員長(森中守義君) 速記をとめて。

○委員長(森中守義君) 速記を起して。

○鈴木市藏君 そりすると、結局、この査定の問題に關しては権限がないことなんで、答弁者の権限ではないことですので、運用の面について、この簡保の資金は、これは大蔵省の資金運用部のほうにどのくらい入っているのござい

ますか、毎年。ただし、簡保資金ということばの中で言っているものは、一般的に言われているものと若干違つて、つまり、内容を一々明らかにしてありませんので、その点、ひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

○説明員(大蔵公雄君) ただいまの鈴木先生の御質問、おそらく、どの程度入っているかということとは、どのくらい預託をされているかという意味でございますか。

○鈴木市藏君 そりです。

○説明員(大蔵公雄君) これは一年間を通しまして、それぞれ若干の上下がございすけれども、ただいま、四十二年三月現在におきまして、簡保から資金運用部に対して預託されております金額は一千四百三十七億でございます。

○鈴木市藏君 これは、財政投融資の数字の中にも出てきませんが、この数字は、これは名目として出てきている場所はどこですか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま私が申し上げましたのは、いわゆる簡保のほかに、一年以下の預託をいたしまして、資金運用部に対して預託して

おります金額が四十二年三月末現在におきまして一千四百三十七億と申し上げたわけでございます。そのほかに、御承知のように、簡保資金に關しましては、分離運用されておきまして、財投の原資として今年度簡保資金が使われておりますのは、御承知のように、二千一百億になっております。これは、すでに資金運用部から引き出され

まして、簡保資金のほうで運用しておるわけでございます。

○鈴木市藏君 課長、それを聞いていますのじやないのです。それは明細書が出ているからわかるのです。簡保資金として郵政大臣が運用すべきものは、これは明細書がちゃんと出ていますから、これはわかるのです。

つまり、あなたのいま言つた一千四百三十七億

という預託金がどこにもないのですね。この昭和四十二年の予算の説明の中でも、この財政投融資の項目の中にもないのですね。これはどういふわけかというのを聞いています。

○説明員(大蔵公雄君) これは、年間にきままして出し入れが——預託されたり引き出されたりしており、予算書その他どこにも出ておりません。

○鈴木市藏君 そうすると、こういう金の性質というものはどういふふうに理解したらよろしいでしょう。とにかく、年間を通じて一千四百三十七億という簡保の預託金が、大蔵省の資金運用部にいま預託されているわけです。ところが、それは予算説明書あるいは財政投融資の内訳のどこを見ても出てこない。こういう金の性質というものは、どういふふうに私たちは理解したらよろしいでしょう。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど申し上げましたように、簡保から預託されており、いわゆる短期預託、一年以下の短期預託は、簡保から一カ月、三カ月あるいは一カ年と、それぞれいろいろな条件により、運用部に対して預託されており、簡保のほうの必要に応じて引き出される場合もあるわけでございます。これはまた年末等に年末中小企業対策に私どものほうで使う場合もございまして、いわゆる長期の財政投融資計画の原資としては使われておりません関係上、どこにもあらわれてこないわけでございます。

○鈴木市藏君 そうすると、どこかほかに出ているところがあるのですか、これが正確に出ているところは。

○説明員(大蔵公雄君) 毎月、資金運用部月報というものが発表されておりまして、全体の中の一項目として、バランスとしては出ております。

○鈴木市藏君 そうすると、この預託金の、ほぼ一千四百五十億に近い預託金というものがどういふ形で運用されて、どこの資金としてこれが運用されているかというところは、一般にはわからないわけです。つまり、われわれ自身にはわからないわけです。

けです。要するに、一種の部内のやりくりというものを以外にはわからなくなっているのです。全然これはわれわれどこを読んでも見てもわからない。質問してみても、そういうものがある。しかし、それは財政投融資の中にも出てきていない、こういうことなんです。こういうこと——ちよつと質問が前後いたしますが、この預託金なるものには一体、利子がつくのでございませうか。

○説明員(大蔵公雄君) この簡保からの預託金は、先ほど申し上げましたように、一年もの以下三カ月もの、一カ月ものとするわけでございますが、通常の資金運用部に対する一年もの以下の預託に對しましては、三分五厘でございますが、簡保からの預託につきましては、特利をつけて六分の金利をつけております。

○鈴木市藏君 そうすると、六分の利子をつけるということになりまして、相当、政府資金としておそれ、それは特例ですか。

○説明員(大蔵公雄君) そうです。

○鈴木市藏君 六分の利子をつけるということはたいへんなことだと思つておられます。ですから、かなりその運用においては、政府資金の、部内としては高利回りのところに運用しているはずだと思つておられます。そういう金というのは若干の流動もあるし、あるいはまた、短期で引き出すといつたような性質のものもあるでしょうけれども、やはり年間を通じて見ると、平均して千二百億ないし千四百億という金がずっと持続して預託されるわけですから、それはやっぱり金の性質から見て、要するに、国会に明らかにすべき数字の中において出てこなければならぬ性質を持つた、そういう数字であるというふうに私たちは理解をいたしたいと思いますが、その辺のところ、簡保のほうで大蔵省のほうと、両方からひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど来御説明いたしましたように、これは短期預託でございます。関係上、年間を通しますと上下いたすわけでございます。

す。たとえば昨年の、四十一年の五月には、短期の預託金が約六百億になっております。先ほど申し上げました四十二年三月末現在千四百三十七億という数字は、五月末現在におきまして約一千二百億になっておるわけでございます。時々上下をいたしておるわけでございます。これは御承知のように、私ども、資金運用部の資金運用に關しましては、学識経験者をもつてなりませぬ資金運用審議会の審議をお願いしては、資金運用審議部に報告をいたしておるわけでございます。また、資金運用部の内部の資金に關しましては、毎月、資金運用部月報というものを公表いたしまして、明らかにしておるわけでございます。

○説明員(東城眞佐男君) 簡易保険の余裕金につきましては、これは資金運用部資金法によりまして、全額大蔵省の資金運用部のほうへ預託することになっております。

○鈴木市藏君 それはわかっているんですよ。つまり、預託することになっているというからこういうことになっているのでしようけれども、この金が、この金額がどれほどであるかということをお聞かせ願ひたい。要するに、これは運用しているんですよ。要するに、これは運用しているんですよ。預託金といつても、いま大蔵省で明らかにしたように、特例として六分の利子がつくのですから運用しているのです。運用してないというはずはないのです。ですから、当然大蔵省の資金運用部で運用しているんですよ。預託金といつたつて、金庫の中に入れておくわけはないのですから、したがって、これを国会に明らかにする責任はあるのではないかと。どこを見たら、書いていない、全然書いていない、それを質問しているのです。

○説明員(東城眞佐男君) 郵政大臣が管理運用するものは、積み立て金ということに限られておる。まして、余裕金につきましては、大蔵省のほうへまかしてあるわけでございます。

○鈴木市藏君 まあそれはたてまえがそうなっているというところから、おたくのほうでそういうふうな答弁をするのはやむを得ないと思つておられます。それはあとで大蔵省のほうに聞きますけれども、その運用している実態はどういふふうになつておるのですか。六分の利子をつけるにふさわしい運用の実態はどうなつておるのですか。

○説明員(大蔵公雄君) これは先ほど来御説明いたしましたように、上下いたしてありますけれども、私ども、この預託金の運用に關しましては、たとえば年末の中小企業の資金に対する短期の貸し付け金、あるいは地方団体における短期的な不足を補うための地方債の短期、こういったようなものに運用いたしております。

○鈴木市藏君 それならば、当然そういうところへ運用しているならば、その性格上、これは国会に明らかにしても差しつかえないように思われませんが、この点いかがですか。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま御説明いたしましたように、いわゆる中小短期であるとか、あるいは地方債短期というふうなもの、あらかじめその年度幾らくは必要であるかということ、予算作成当時等に予測することはきかめて困難なわけでございます。私どももいたしましては、簡保からの余裕金と同様に、いろいろの政府関係財投各機関からの預託金を集めて統一運用をいたしておるわけでございます。これをあらかじめ予測することは現実問題としては困難でございます。したがって、私どもの短期余裕金の運用につきましては、資金運用審議部に報告いたしておるわけでございます。

○鈴木市藏君 その資金運用審議部に報告をしたからといって、国会に報告の義務はないという根拠はどこにもないじゃないですか、それを聞いています。

○説明員(大蔵公雄君) 資金運用部資金法というのがございまして、それに基づいて国会に報告する義務は免ぜられているわけでございます。資金運用審議部に報告すれば足りることになつております。

○鈴木市藏君　そうすると、国会のほうでは必要に応じて、質問があればそれについては出す、こういうたてまえでございませうか。

○説明員(大蔵公雄君)　どのくらい余剰金が現在あつてどういふふうになつてゐるかという御質問があれば、それに対して御説明いたします。

○鈴木市藏君　では、このことに対するひとつの資料を私は要求したいと思います。これは委員長のほうからも、はっきりとひとつ念を押していただいて、預託金の運用を、やはり全貌を明らかにしていただく、そういう内容の資料をこの際要求したいと思つてゐます。委員長、念を押してください。

○委員長(森中守義君)　大蔵資金課長……。

○説明員(大蔵公雄君)　余剰金の全体としての資料でございませうか。あるいは簡保の預託金でございませうか。

○鈴木市藏君　簡保の預託金でつこうです。

○説明員(大蔵公雄君)　ただいま申し上げましたように、余剰金全体としての広域運用をやつておられます関係上、どの部分が簡保の余剰金からの運用であるかどうかという區別は非常にむずかしいわけでありまして、なかなか簡保の余剰金をどういふふうな運用をしてゐるかということに關して、私も正確な資料を作成することは非常に困難ではないかと考へておられます。

○鈴木市藏君　あなたはしかし、審議会に報告をすれば事足りる、それについて質問をして、その内容について資料の提出を要求すれば、それは困難だといふふうな形で逃げてゐるやうな印象を受けますよ。一体、そういうことを明らかにするのにはどの責任ですか。全体の立場から考へてみれば、当然国会でやる以外にないぢやないですか。ですから、そういうことになつてくると、私たちは別にこんなものに特別なあれはないと思つておられるけれども、こうした性格の金額であるだけに、明細書として出てこない。要するに、国会の予算の説明書にも、財政投融資の説明書にも、大蔵省の資金運用部の内訳にも全然出てこないのですね。国会の目に通らないやうな、そういう性格の金に

なつてゐるだけに、一体、全体の運用、その内訳がどうなつてゐるかということ、どこでや質問したらいいのですか。私はあとで質問しようと思つてゐることに關連いたしませんから、この際、はっきりしておきたいと思つてゐますが、この簡保は、加入者の、つまり意思決定の機関といふものはないので、国会がかつてその加入者の意思決定の機関、かわつてやるといふことはおかしいのですけれども、そういうことをやる以外にないのですよ。これが一つのよろしくない特徴なんです。簡保の場合、とすれば、それを、少なくとも年間を通じて一千億以上の預託金の運用がどうなつてゐるかというのを国会が明らかにしようとするのに対して、その資料の提出もむずかしいといふことは、私は非常にこれは不明朗な話だといふふうな考へるが、この点、どうでしょう。とにかく、あなたのほうでもう一

べんその点は考へていただく必要があると思つてゐます。簡保と大蔵省、両方から考へていただく。説明員(東城眞佐男君)　簡保は国官事業でございませうので、その制度及び運営につきましても、国会において審議が行なわれますので、国会の場を通じて第一次的に国民の意思が反映されておられます。なお、そのほかに、簡保加入者の会といふ、これは任意団体であります、これがつくられておられます、加入者と事業との相互の意思の疎通をはかりまして、加入者の声を事業に反映してあります。そのほか、資金の運用について申しますならば、これは郵政大臣が保険者として管理運用するということになっておられますが、この運用計画の策定にあたりましては、学識経験者によつて構成された資金運用審議会の意見を求め、その適正を期することになっておられます。それから加入者の意思の反映につきましては、現在郵政審議会もございませう。これによりまして、その審議等によつて生かされるという形になつておられます。

○説明員(大蔵公雄君)　簡保の長期預託の運用に關して資料を提出しようといふお話でございませうか。

○鈴木市藏君　先ほど申し上げましたように、資金運用部に対する預託に關しましては、毎月、資金運用部月報が発表されておるわけでございます。全体といたしまして、どのくらい資金運用部に對して預託をされておるかと、それがどういふふうな形で運用されておるかと、それがどういふふうな形になつておるわけでございます。したが

いまして、統一運用をされておられます關係上、簡保から預託されておられます金額に關してどこにどういふふうな振り向けられておるかということ、その中から分離してこれを御説明することはできない、こういうことを申し上げておるわけであつて、全体としての資金運用部の運用の内容に關しましては、明らかにされておるわけでございます。

○鈴木市藏君　その全体についての運用という性質も、大蔵省ではどういふ性格のものとして考へておるのですか。それはやはり資金運用部資金の一部という性格で考へておられるわけですか。

○説明員(大蔵公雄君)　先ほど申し上げました資金運用部資金法に、資金運用部の資金は、要するに、確実であり、かつ有利な方法で運用し、これを公共の利益の増進に寄与せしめなくてはならないと第一條にございまして、この基本的な法律の目的に基づきまして私どもは運用いたしておるわけでございます。

○鈴木市藏君　あなた、端的に答えていただけばいいのですよ。それも、つまり、簡保の預託金も資金運用部資金としての性格を持ったものだ、イエスノーかでつこうです。

○説明員(大蔵公雄君)　資金運用部資金の一部としての性格のものとして私どもは考へておられます。

○鈴木市藏君　それならば、資金運用部資金は当然財政投融資計画の中では原資見込みとして発表されるのですから、私はこの中でもやはり資金運用部資金として、簡保をはじめとするそのような預託金を明らかにする必要がある、そういう性格のものであるといふ、強いそういう意見を持つてゐるのです。これについてはどうですか。

○説明員(大蔵公雄君)　いわゆる財政投融資計画、予算書に載つておられます、予算の付属資料として載つておられます財政投融資計画は、いわゆる資金運用部資金のうち長期運用が載つておるわけでございます。短期の分は、短期運用は財政投融資計画の中には含まれておりません。

○委員長(森中守義君)　ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(森中守義君)　速記を起して。

○鈴木市藏君　このところは、これ以上はちよつと意見にわたりますし、水掛け論になりませんが、私たちはそうすべき性質のものだといふふうに考へておられます。これは、別に私は法律上の改正や何かをまたなくとも、大蔵省が進んで明らかにしようとするればできることの一つだといふことを考へておられます。そのために、このことに対しては、この辺のところを質問をやめておきます。

さつき、ちよつと留保いたしました問題に戻りますけれども、荒巻さん、さつきちよつとあなたのおいでになる前に質問として留保いたしましたのがあるのですが、それは、この保険契約、こういうもの査定ですね、査定を行なう場合、最終的には、これは郵政大臣が責任を持って決定すべきものだと思つてゐますが、その郵政大臣の決定に至るまでの間に、大蔵省の査定といわれてゐるものが非常に強い権限を持って示されてくるやに聞き及んでおられます。これは事実としてそういうことがあ

るのかどうかということが一つ、もしあるとすれば、そういうつまり簡保年金の契約、そういういたやうなものに対して査定を行なう大蔵省の側の権限といふものはどういふ性質のものであるか、この二点を。

○説明員(荒巻与四郎君)　契約の募集目標の査定が行なわれるかどうかという御質問だと思つてゐます。保険契約の募集目標につきましては、予算の決定の際に、郵政省のほうから、いろいろな募集手当の額とか、そういういろいろの各種の経費にも影響がございませうので、郵政省の案が私どもに示されま

す。そういう際に、私どももいたしましては、妥当な額を郵政省と協議いたしまして設定すると



て、貸し付け制度というものを導入するということは、郵便貯金制度そのものの本来の目的ではない、かように感じておられますと同時に、政府関係の貸し付け制度といたしましては、すでに御承知のように、国民金融公庫であるとか、中小企業金融公庫であるとか、そういったような中小企業金融機関がございまして、郵便貯金制度そのものの中におきましても、いわゆる普通の通常預金等は、必要なときにはいつでも引き出せるという制度があるわけがございまして、特に本来の目的が、いわゆる零細な貯蓄というところに目的がある郵便貯金の中に、新しく貸し付け制度というものを導入する必要はないというのが基本的な考えでございます。

○鈴木市蔵君 これに対して、この制度の新設はいいんだ、この制度を新設すべきだという見解を持ったという郵政当局の説明をひとつ聞きたいのですが。

○政府委員(田澤吉郎君) 実は預金者の考え方というのは、国が経営をしているという貯金の問題に關しては、どうもサービスが悪い、今後どうしても、こういう貯金制度あるいは保険にしても、国営のものというのは、どうも民営のものよりもサービスがだんだん悪くなつてまいります。そこで今回、四十二年度では、貯金に關しましては、貯金会館をつつて、できるだけこれをサービスしようとしておりますもの、これだけではやはりうまくまいりません。やはり預金者が意欲的に預金をしていくというためには、やはり貸し付け制度を与えてやることによつて、初めてこの郵便貯金というものが非常に伸びていく、利用度が高くなるという点で、単に貯金のための郵便貯金だというような考え方から、現在、私は越えていこうと思つてございまして、そういう点が大蔵省の大きな間違ひではなからうか、こう思つたので、私達は今後十分この点に關しては強調しまして、大蔵省を説得するようにがんばつていきたい、こう思つておりますので、どうか鈴木先生、再度でございまして、御協力のほどをお願い

申し上げます。

○永岡光治君 関連で質問いたしますが、いま資金課長のほうに、郵便貯金制度の本質について、私も、零細な資金を集めることが目的なので、それを国家資金に運用するのだということ、事足りると、こういうことなんです、そこで郵政事務次官から、一つの郵政当局の見解が述べられたわけですが、私は、貯金する人が希望するのであれば、なぜそれをして悪いのか、どういふ支障があるのか、こういう支障があるからこれはだめなんだとか、こういうことがあるからだめなんだというのならばわかるのですが、希望する者に対して、政府たるものが、それはいけないという単なる観念的なものでは、私はこれは承服できないと思つております。国民としては、まして郵政当局に対する要望というのは、この貯金を、いま運用されている原資をできるだけたくさん集めるため、貯金をたくさんしてもらわなければならぬのだ。ところが、利用者はそれに対して意欲を欠く、そういうのであれば、おのずから大蔵省の考へている資金を集めること自体にも問題は私はないかと思つております。ですから、預金者の希望を、つまり、国民の希望、国民にサービスする希望をいれることは、私はできると思つております。具体的な言つてもいいと思つております。

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど私御説明いたしましたように、郵便貯金本来の機能と申しますのは、郵便貯金制度の機能と申しますのは、いわゆる国民の貯蓄のための制度であるというところは変わりないと思つて、まあ、それに対して貸し付け制度をみんなが希望するからそれをいれる、これは確かに理論的には、これを希望するのであるからこれをいれるのだということも考えられるのであります。現実の問題といたしまして、最近新聞紙上等に非常に出ておりますが、郵便貯金の伸び率が、銀行その他の貯蓄の伸び率に比べて、非常に伸び率が高い。したがつていま銀行筋の不満を私も決しておそれるわけではござい

ませんけれども、要するに、郵便貯金に非常に押されて銀行預金の伸びがないというふうな不満も一般的には最近あるわけがございまして、かりに郵便貯金をさらに伸ばすということは決して悪いことではないと思つて、貸し付け機能を取り入れることによりまして、はたしてどの程度どういふ効果があるかということに關しては、より慎重に考えなくてはならないと思つております。私も、私どももいたしましては、貸し付け機能、政府関係機関の貸し付け制度そのものに関しましては、先ほど申しましたように、すでに政府関係の中小企業金融公庫の他があるわけがございまして、本来貸し付けを目的とするものは、そのほ

うで仕事をやつていきたい。郵便貯金で集めたものは、原資といたしまして、それを国民金融公庫なり、あるいは中小企業金融公庫なりの資金として回しまして、それを使つていただく。また、郵便貯金のほうにおきましても、通常預金という制度があるわけがございまして、これを、必要資金需要のある場合にはこれを自由に引き出して使えらるという形態にしておりますので、現在の制度のままであつても、政府の立場といたしましては、十分に国民の要望に沿うだけの仕事をやつていけると、かように考えておる次第でございます。

○永岡光治君 政府はそう考へておるが、国民は、預金者は直接貸してもらつたほうがいい。たとえは国民金融公庫、中小企業金融公庫、いろいろあるでしょう。しかし、それは余分な機関ですよ。預けておるところから借りるといふのが原則です。どこの場合でも、それならば、民間の銀行から貸し付ける必要はないのです。国民金融公庫から借りなさい、こういうことになるわけですよ。それで、国家が資金を運用するといふ方針について、貸し付けするといふことが支障になるのかならないのかということなんです。十分その目的は達せられると思つて、この貸し付けすることによつて、資金を集めることが困るのだ、減額することになるからして政府では困るの

だという理由があれば別ですが、あなたがいま言つておる郵便貯金制度を設けた趣旨というものは生かされつつ、なおかつ利用者の利便をはかり得るということであれば、これを拒否する理由はどこにもない。むしろ、国民にサービスする政府の立場ということであれば、当然私はその要望に應じて差しつかえないのじゃないかと、こう思つております。こういう支障があるといふことがわからないのです。私は具体的にどういふ支障があるのかわからないかといふことを示していただきたいと思います。その具体的な支障のある理由がなくて、ただ、だめだだめだといふことは、現実には貯金者が要望しておるので、国民にそれをなぜ否定するのかといふことなんです。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま具体的にどういふ支障があるかといふことには關しては、私も不勉強でございまして、具体的にどういふ支障があるかといふことをお話し申し上げるわけにはまいりませんけれども、先ほど来申し上げました理由で、貸し付け機能を現在の郵便局が行なうということに關しては、郵便局が本来貸し付けということに關しては、いろいろの人員、経費、その他いろいろの面も關係があると思つて、しかし、そういった点に關して貸し付け機能をさらに取り入れていくべきかといふ点に關しては、もちろん検討をする必要があると思つておりますが、現在のところ、私どもの考え方としては、現存の政府関係金融機関の貸し付け機能と、郵便局が持つております現在の郵便貯蓄制度、それからいわゆる一般の銀行が、民間の銀行が有している機能で、経済の運営において大きな誤りはないと、かように考へておる次第でございます。

○永岡光治君 いや、あなたそう考へておるけれども、貯金者はそうしてほしいと言つておるわけなんです。そのほしいといふことが、それはいいのじゃないかといふ具体的な理由がなければ、それを否定することにはならないのじゃないですか。現在の組織で満足しないのだが、あなた方が満足









(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

○鈴木市蔵君 どんぶり勘定だから、全体としての運用というのはわかる。全体の運用でもけっこうです。わかる範囲でひとつ教えてくださいますか。

それから、私たちがこの問題で一つそれを追及していくことは、郵便貯金とあわせて、やはり開発銀行に対する融資が非常に多い。特にこの郵便貯金の場合、五千六百億円の半分以上にわたるものが開発銀行と輸銀に回っているわけですが、特に開発銀行には千六百億回っている。すると、この開発銀行の最近の貸し付けの状況、開発銀行自体の状況を見ても、容易ならぬ兵器産業、要するに軍需製品、ここに中心が置かれていて、非常に危険を感じざるを得ない。開発銀行から兵器産業への融資が急激に増加するという傾向を指摘しなければだめだということに思っています。たとえば、三月十七日の新聞の報道によれば、四十二年度分については、二社へ相当額の防衛兵器製造で融資が行われたというように問題があつて、大体開銀が一融資すれば民間は十融資すると言われているくらいに、兵器開発の面にこの零細な貯金もしくは掛け金等が流れていっているという事実が非常に重要なので、先ほど来から、その使途について明らかにする必要があります。これは郵便貯金が一番中心であつて、開発銀行が日本の兵器産業育成に非常に大きな役割を占めているこの事実と、郵便貯金あるいは掛け金などがこういう開銀に融資されているということとの間に、非常に大きな矛盾を感じるところで、この融資先の問題をどうお考えになつているか、このことを質問をする伏線として、さつき問題として出しておつたわけですが、それは簡保のほうはわかりました。ついでながら、郵便貯金で約一千六百億にわたる金がこの開銀に貸し出されているということについて、ちよつと大蔵省の見解を聞いてみたいと思ひます。

昭和四十二年六月三十日印刷

【参議院】

○説明員(大蔵公雄君) 先ほど申し上げましたように、資金運用部資金——財政投融資計画を作成するにあたりまして、資金運用部の資金、これは郵便貯金ももちろん大きな部分を占めているわけですが、この運用に關しましては、法律に基づきまして、安全確保であり、かつ公共の目的に沿うものに使わなくてはならないということになつておるわけでございます。御承知のように、今年度の財政投融資計画全体で二兆四千億で、そのうち一千六百億確かに開銀に回つておりますが、開銀の融資の非常に大きなものを占めますのは、いわゆる電力であるとか、地域開発であるとか、あるいは造船であるとか、そういうような種類のところに多くのものが回つておるわけであつて、鈴木先生が御指摘になりますように、私も似たしましては、兵器産業に対して非常に大きな部分のものが回つておるとは考へておりません。私も法律の趣旨に従ひまして、安全有利かつ公共の線に沿うものといつたこと考へておるわけでございます。財政投融資計画を作成いたしました場合に国会のほうにも提出いたしました、いわゆる使途別分類表によりまして、国民生活にいわゆる直接に關連のあるものに対しての融資は全体の運用の五三%を占めておるわけでございます。その他ももちろん、大きな意味においては直結しているわけでございますが、財投のうち、基幹産業に対する融資は、四十二年度におきましては六・六%と、すなわち、むしろ減少の傾向にあるわけでございます。国民生活に直結する部分の運用の比率としては、だんだんふえておる、こういう傾向になつております。

○鈴木市蔵君 開銀の融資の中で占める比率が特別、兵器や何か大きいということを言つておるわけじゃないのです。つまり、開銀がそういうものに融資をするという方向を打ち出したという点が非常に重要なので、そこへ、いま言つたような財政投融資計画の中から一千六百億、このほとんど大部分はやはり郵便貯金だと思ひますが、それ

昭和四十二年七月一日発行

れからいつておるといふことが、その性格が非常に重要視されなければならないといふことを言つておるわけなんです。開銀といふこの銀行は、御承知のように、いわば見返り資金によつて設立をされて、私たちが、この開発銀行の性格はむしろアメリカ銀行の日本支店の性格を持つておるといふように思ひます。これは開銀の設立の当時のことを見ていただければわかりますように、開銀のほとんど大部分の資本は、当時の見返り資金を基礎にしてつくられた銀行ですから、この銀行にこういうふうな零細な国民の預貯金が回つていくといふことについては、いろいろの意味で非常に危険であるといふように考へております。また、原子力発電にも延べ、払い融資を拡大するようなども伝えられておりますが、こういうふうな規模と条件の融資を行なつておる開銀に郵便貯金の金などが回つていくといふことは、どういふものであるか、あまり適切な融資の方向先だといふふうには考へられないので、この点をお聞きしては、どういふわけですか。

○説明員(大蔵公雄君) 開銀の性格といたしましては、私も、開発銀行法にもございまして、いわゆる長期資金の供給を行なうことによつて経済の再建及び産業の開発を促進するために、一般の金融機関が行なう金融を補充し、または奨励することを目的とする、こういう目的を持って設立されました政府関係金融機関でございます。これに対して資金運用部資金が、開銀の必要といたしましては、この事業と計画を遂行するための必要資金を融資することが国益にもとらば考へております。むしろ、日本の経済の再建のために、産業の開発を促進するために必要である、かように考へておるわけでありまして、

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

○委員長(森中守義君) ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

○鈴木市蔵君 つまり、これはすでに説明になつてはいるかどうかわかりませんが、衆議院修正案で、これについての見解を聞いておいて、それで大臣に対する質問はこれでやめておつて、

○国務大臣(小林武治君) 衆議院において修正をされておりますが、私も、これをやむを得ないもの、かように受け取つております。

○鈴木市蔵君 保険局長のほうはどうですか。やむを得ないものという大臣の説明ですが、積極的にこれを推進していくというような立場にはお立ちになつておりませんか。

○政府委員(武田功君) 私どももいたしまして、ただいま大臣のお話のとおりでございます。

○委員長(森中守義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。次回は六月二十七日火曜日午前十時を予定し、本日はこれにて散会いたします。午後一時十六分散会

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局